Ⅴ いずみ中央駅・立場駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

V-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準 や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関 連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める 際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

いずみ中央駅・立場駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

1. 鉄道駅等のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、高齢者、障害 者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路 (移動等円滑化された経路)を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート(主動線) に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外につい ても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

【安全な階段の整備】

・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい 構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等に より情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。

- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など 鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動 または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内** の設置に努める。
 - ※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば(音声)」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

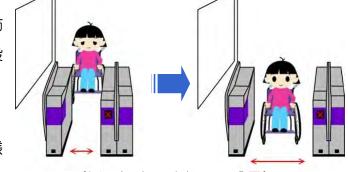
【プラットホームにおける安全対策】

・プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な 乗降を確保する。

・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

・高齢者、障害者等に対して、お客様 として適切な対応や必要な介助を行



(例:幅広の改札口の設置)

うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

2. 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅 員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造(適切な勾配・ 段差や平坦部の確保など)とする。また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備 をすることとする。
- ・歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導 用ブロックの広報・啓発活動、自転車走行マナー向上に関する広報・啓発活動等の 推進により、安全な歩行空間を確保する。

なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、 次に示す『生活関連経路(A)』と『生活関連経路(B)』の2つに区分する。

【生活関連経路(A)】

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづく り条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った 整備がなされている経路。

【生活関連経路(B)】

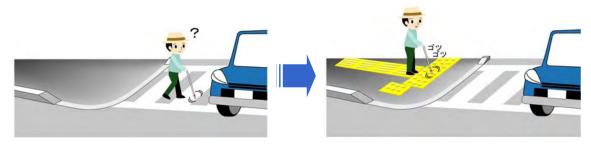
生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

■生活関連経路の区分と整備目標

生活関連経路

生活関連経路(A): 基準等に沿った整備を実施または整備がなされている

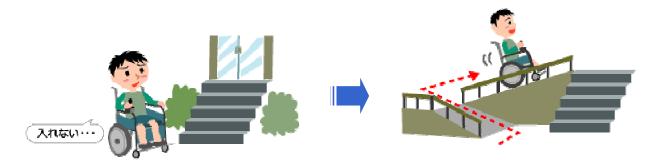
生活関連経路(B):可能な限り基準等に沿った整備を実施



(例: 視覚障害者誘導用ブロックの敷設)

3. 建築物(生活関連施設)のバリアフリー化

- ・すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置 に努める。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいも のとする。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。



(例:出入口のスロープ敷設)

Ⅴ-2 特定事業

V-1「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」を本基本構想に位置づける。

・公共交通特定事業:旅客施設等のバリアフリー化に関する事業

・道路特定事業 : 道路等のバリアフリー化に関する事業

・交通安全特定事業 : 音響式信号機の設置等に関する事業

・建築物特定事業:建築物のバリアフリー化に関する事業

各事業の事業実施箇所、事業内容は図 5-1 及び 39 頁以降に示すとおりである。

事業実施の目標時期は、原則として、基本構想策定から5年後の平成29年度とする。しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて実施」とする。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準 やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

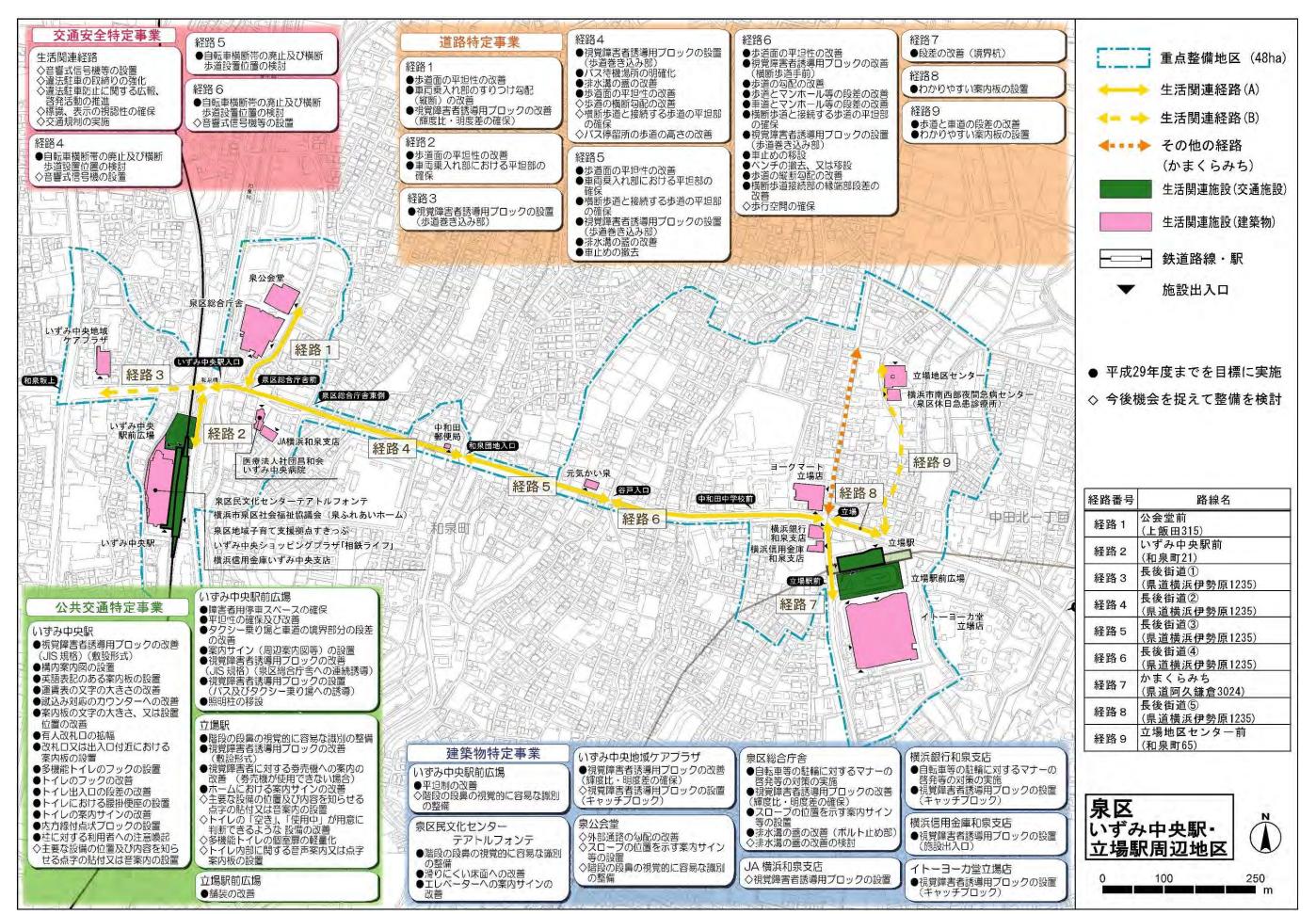
なお、ここに示した「特定事業」に挙げられていない事業であっても、いずみ中央駅・立場駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年/発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18年 12月
施行令	政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造	平成 18年 12月
及び設備に関する基準	国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18年 12月
	国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関す	平成 18年 12月
る基準	国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために	平成 18年 12月
誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機	平成 18年 12月
等に関する基準	国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイ	平成 19 年 7 月
ドライン	交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイド	平成 19年7月
ライン	交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 23 年 8 月
	財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月
	社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標	平成 24 年
準	人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年/発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 17年3月
	横浜市健康福祉局
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(増補	平成20年3月
版)	横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン(改訂版)	平成 23 年 3 月
	横浜市都市整備局



1. 公共交通特定事業

1-1) 相模鉄道株式会社

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.6-7 参照)
いずみ! 改札外	中央駅				
1	視覚障害者誘導用ブロッ クの改善	0		JIS 規格に改善	3-1-1
構内					
2	構内案内図の設置	0			3-1-2
3	英語表記のある案内板の 設置	0			3-1-3
4	主要な設備(階段、エスカレーター、トイレ等)の位置及び内容を知らせる点字の貼付又は音案内の設置		0		_
切符売:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
5	運賃表の文字の大きさの 改善	0			3-1-7
6	蹴込み対応のカウンター への改善	0			3-1-8 3-1-9
改札口					
7	案内板の文字の大きさ、 または設置位置の改善	0			3-1-4
8	有人改札口の拡幅	0			3-1-10
9	改札口又は出入口付近に おける案内板の設置	0			3-1-29
10	視覚障害者誘導用ブロッ クの改善	0		敷設形式の改善	3-1-11
トイレ					
11	多機能トイレのフックの 設置	0			3-1-15
12	トイレのフックの改善	0			3-1-16
13	トイレ出入口の段差の改善	0			3-1-14
14	トイレにおける腰掛便座 の設置	0			3-1-17

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.6-7 参照)
15	トイレの案内サインの改善	0			3-1-19
ホーム					
16	内方線付点状ブロックの 設置	0			3-1-21
17	柱に対する利用者への注 意喚起	0			3-1-23
いずみ	中央駅前広場				
18	障害者用停車スペースの	0			3-2-5
10	確保				3-2-8
					3-2-7
19	平坦性の確保及び改善	0			3-2-10
					3-2-11
20	タクシー乗り場と車道の 境界部分の段差の改善	0			3-2-9
21	案内サイン(周辺案内図 等)の設置	0			3-2-16
22	視覚障害者誘導用ブロッ クの改善	0		JIS 規格に改善	3-2-18
23	視覚障害者誘導用ブロッ クの改善	0		敷地内における泉区総合 庁舎への連続誘導	3-2-19
24	視覚障害者誘導用ブロッ クの設置	0		バス及びタクシー乗り場 への誘導	3-2-20
25	照明柱の移設	0			3-2-21

1-2)横浜市交通局

	2) 惧洪叩父迪问	T \ 00 \ \	A // 1/// A -		-1.11
事業	事業内容	平成 29 年度 までを	今後機会を 捉えて	 	i 該当意見NO (資料編
NO	争未约台	目標に実施	整備を検討		(具付編 P.7 参 照)
立場駅			11		
構内					
1	主要な設備の位置及び内容を知らせる点字の貼付 又は音案内の設置		0	階段、エスカレーター、 トイレ等	_
出入口					
2	階段の段鼻の視覚的に容 易な識別の整備	0			4-1-20
切符壳均	-B -D				1
3	視覚障害者誘導用ブロッ クの改善	0		敷設形式の改善	4-1-5
4	視覚障害者に対する券売 機への案内の改善(券売 機が使用できない場合)	0		※券売機が故障や定期点 検で利用できない時は、 「点字」の案内がついた 案内板を掲示する。	4-1-6
トイレ					
5	「空き」、「使用中」が容 易に判断できるような設 備の改善		0		4-1-11
6	多機能トイレの個室扉の 軽量化		0		4-1-13
_	トイレ内部に関する音声				4-1-14
7	案内又は点字案内板等の 設置		0		4-1-15
ホーム	·				
8	ホームにおける案内サイ ンの改善	0		エレベーターの案内サイ ンの改善	4-1-9
立場駅前	前広場				
9	舗装の改善	0			4-2-1

2. 道路特定事業

〇横浜市道路局

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.8-10 参照)												
経路 1	:泉公会堂前(上飯田 315	5)		Г													
				泉公会堂前	1-1-2												
1	歩道面の平坦性の改善	0		泉区総合庁舎~泉公会堂	1-1-3												
				泉消防署前	1-1-4												
2	車両乗入れ部のすりつけ 勾配(縦断)の改善	0		泉区総合庁舎駐車場出入 口前	1-1-6												
3	視覚障害者誘導用ブロッ	0		※輝度比、明度差の確保													
3	クの改善			泉区総合庁舎~泉公会堂	1-1-8												
経路 2	:いずみ中央駅前(和泉町	21)															
				和泉川沿い	1-2-3												
4	 歩道面の平坦性の改善	0		702011101	1-2-4												
	・一多色面の千垣柱の成合			いずみ中央駅~いずみ中 央駅入口交差点	1-2-5												
5	車両乗入れ部における平 坦部の確保	0		いずみ中央駅入口交差点 付近の乗入れ部	1-2-6												
経路3	:長後街道①(県道横浜伊勢	原 1235)															
	 視覚障害者誘導用ブロッ	0		※歩道巻き込み部における注意喚起													
6	クの設置		O	O	O	O	O	O	O	O	O		O	O	O		昭和シェル石油付近
				弥生建設付近	1-3-6												
経路 4	:長後街道②(県道横浜伊勢	原 1235)															
7	歩道の横断勾配の改善		0	※電線共同溝整備に伴う 舗装復旧と合わせて、地 先と協議の上、整備を検 討													
				アロー薬局前	1-4-5												
8	視覚障害者誘導用ブロッ クの設置	0		※歩道巻き込み部におけ る注意喚起													
	ン V J X E			いずみ中央駅入口交差点	1-4-9												
9	バス待機場所の明確化	0		※路面表示													
3				泉区総合庁舎前のバス停	1-4-12												

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.8-10 参照)			
10	10 横断歩道と接続する歩道		0	※電線共同溝整備に伴う、舗装復旧と合わせて、 地先と協議の上、整備を 検討				
	の平坦部の確保			泉区総合庁舎前の歩道巻 き込み部	1-4-13			
				濱町前の歩道	1-4-14			
11	 排水溝の蓋の改善	0		メモリアルホール和泉前	1-4-22			
	131 7144 02 EE 02 0X	<u> </u>		中和田さくら橋付近	1-4-23			
12	 歩道面の平坦性の改善	0		中和田郵便局前(改善済)	1-4-26			
12		O .		和泉橋付近(改善済)	1-4-28			
13	バス停留所の歩道の高さ の改善		0	※電線共同溝整備に伴 う、舗装復旧と合わせて、 地先と協議の上、整備を 検討				
				「和泉」バス停	1-4-35			
経路 5	· :長後街道③(県道横浜伊勢	原 1235)						
14	歩道面の平坦性の改善	0		和泉団地入口交差点の歩 道巻き込み部	1-5-1			
				再利用計画前	1-5-12			
15	車両乗入れ部における平 坦部の確保	0		 牛角前の車両乗入れ部	1-5-4			
16	横断歩道と接続する歩道	横断歩道と接続する歩道	横断歩道と接続する歩道	横断歩道と接続する歩道			※地先及び警察との協議 が必要	
10	の平坦部の確保	保		中和田郵便局付近の歩道 巻き込み部	1-5-5			
				※歩道巻き込み部におけ る注意喚起				
17	視覚障害者誘導用ブロッ クの設置	0		和泉団地入口交差点	1-5-6			
				和泉交番前交差点	1-5-7			
				風月付近	1-5-8			
18	排水溝の蓋の改善	0		和泉交番付近	1-5-10			
19	車止めの撤去	0		和泉団地入口交差点の歩 道巻き込み部	1-5-11			

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.8-10 参照)
経路 6	:長後街道④(県道横浜伊勢	原 1235)			
20	 歩行空間の確保		0	※地先及び企業者との協 議が必要	
			-	立場交差点の歩道巻き込み部	1-6-1
21	歩道面の平坦性の改善	0		ヨークマート立場店駐車 場前	1-6-3
				吉田薬局前	1-6-5
				※横断歩道前の注意喚起	
22	視覚障害者誘導用ブロッ	0		ヨークマート立場店前	1-6-4
	クの改善			谷戸入口交差点	1-6-14
				中和田中学校前	1-6-18
23	23 歩道の勾配の改善	0		※地先との協議が必要。	
20				ヨークマート立場店前	1-6-8
24	歩道とマンホール等の段			※占用事業者との調整が 必要。	
2 -r	差の改善			谷戸入口交差点の歩道巻 き込み部	1-6-9
25	車道とマンホール等の段 差の改善	0		安西接骨院東側	1-6-10
	 横断歩道と接続する歩道	送販歩道と接続する歩道		※地先との協議が必要。	
26	の平坦部の確保	0		立場交差点の歩道巻き込み部	1-6-11
				※歩道巻き込み部における注意喚起	
27	視覚障害者誘導用ブロッ	0		安西接骨院前	1-6-15
	クの設置			創文付近	1-6-16
				ユニフォームのサクライ 付近	1-6-17
				谷戸入口交差点	1-6-26
28	車止めの移設	0		立場交差点の歩道巻き込み部	1-6-27

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.8-10 参照)
29	29 ベンチの撤去又は移設	0		※ベンチ管理者との協議 が必要	
20				立場交差点の歩道巻き込み部	1-6-28
30	30 歩道の横断勾配の改善	0		※地先との協議が必要	
30				横浜銀行和泉支店前	1-6-31
31	横断歩道接続部の縁端部 段差の改善	0		しのはら整形内科前	1-6-32
経路7	:かまくらみち(県道阿久和	鎌倉 3024))		
32	段差の改善	0		※境界杭による段差	
02				横浜信用金庫前	1-7-5
経路8	:長後街道⑤(県道横浜伊勢	原 1235)			
33	わかりやすい案内板の設 置	0		エッソ中田町付近	_
経路 9	:立場地区センター前(和野	泉町 65)			
34	歩道と車道の段差の改善	0		横浜市南西夜間急病セン ター付近	1-9-3
				立場地区センター付近	1-9-4
35	わかりやすい案内板の設置	0		立場地区センター付近	_

3. 交通安全特定事業

〇神奈川県公安委員会

事業 NO 生活関	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11 参照)
工/口因					N
1	・音響式信号機等の設置 ・違法駐車の取締りの強化 ・違法駐車防止に関する 広報、啓発活動の推進 ・標識、表示の視認性の 確保		0		
4∑0⁄2 1	・交通規制の実施・原然装置の(県営港等の	匠 4005)			\
在64	:長後街道②(県道横浜伊勢 -	原 1230 <i>)</i> 		\\\\T\\\\\\T\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
2	 音響式信号機の設置		0	※利用者等を調査し検討	
				いずみ中央駅入口交差点	1-4-19
3	自転車横断帯の廃止及び 横断歩道設置位置の検討	0		泉区総合庁舎東側交差点	1-4-25
経路 5	:長後街道③(県道横浜伊勢	原 1235)			
4	自転車横断帯の廃止及び 横断歩道設置位置の検討	0		風月付近	1-5-2
経路 6	: 長後街道④(県道横浜伊勢	原 1235)			
5	自転車横断帯の廃止及び 横断歩道設置位置の検討	0		谷戸入口交差点	1-6-19
				※付近交差点や交通量等 を踏まえて検討	
6	音響式信号機等の設置		0	立場交差点	1-6-21 1-6-22 1-6-25

4. 建築物特定事業

4-1) 横浜市(泉区)

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11-12参照)		
泉区総	合庁舎						
1	自転車等の駐輪に対する マナーの啓発等の対策の	0		駐輪場	2-1-2		
	実施			施設出入口	2-1-9		
2	 視覚障害者誘導用ブロッ クの改善	0		※輝度比・明度差の確保			
				施設1階ホール	2-1-4		
3	スロープの位置を示す案 内サイン等の設置	0		東側出入口	2-1-6		
				※ボルト止め部の改善			
4	排水溝の蓋の改善	0		泉区総合庁舎から泉公会 堂までの道路脇	2-1-10		
5	排水溝の蓋の改善の検討		0	※滑りにくい素材への変更			
						東側出入口	2-1-11
泉公会	堂						
6	外部通路の勾配の改善		0	施設出入口までの外部通 路	2-3-1		
7	スロープの位置を示す案 内サイン等の設置		0	泉公会堂出入口	2-3-3		
8	階段の段鼻の視覚的に容 易な識別の整備		0	泉公会堂出入口の階段	2-3-4		
泉区民	文化センターテアトルフォン	ンテ					
9	エレベーターへの案内サ インの改善	0		駅ビルの 2 階とつながる 階段	2-4-3		
いずみ	中央地域ケアプラザ						
10	視覚障害者誘導用ブロッ	0		※輝度比・明度差の確保			
	クの改善			施設出入口	2-5-1		
11	視覚障害者誘導用ブロックの設置		0	※施設前の歩道上におけるキャッチブロック			
	クの設置		施設前の歩道	2-5-2			

4-2)株式会社横浜銀行

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11-12 参照)
横浜銀	行和泉支店				
1	自転車等の駐輪に対する マナーの啓発等の対策の 実施	0		施設出入口付近	2-8-1
2	視覚障害者誘導用ブロッ クの設置	0		※施設前の歩道上におけるキャッチブロック	
				施設前の歩道	2-8-3

4-3)横浜信用金庫

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11-12 参照)		
横浜信息	横浜信用金庫 和泉支店						
1	視覚障害者誘導用ブロッ	(実施済)		※施設出入口における注 意喚起			
	クの設置			施設出入口(整備済)	2-15-1		
					2-15-2		

4-4) JA 横浜

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11-12 参照)	
JA 横浜 和泉支店						
1	視覚障害者誘導用ブロックの設置		0	道路境界から施設出入口 まで	2-17-1	
				施設前の歩道	2-17-2	

4-5)神奈川中央交通株式会社

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11-12 参照)		
イトーヨー力堂 立場店							
1	視覚障害者誘導用ブロッ クの設置	0		※施設前の歩道上におけるキャッチブロック			
				施設前の歩道	2-12-1		

4-6) 相鉄いずみ中央ビル管理組合

事業 NO	事業内容	平成 29 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて 整備を検討	備考	該当意見 NO (資料編 P.11-12 参照)	
泉区民:	文化センターテアトルフォン	ンテ				
1	 階段の段鼻の視覚的に容	0		施設出入口の階段	2-4-1	
	易な識別の整備			駅前広場と施設入口を結ぶ階段	2-4-5	
2	滑りにくい床面への改善	0		施設出入口	2-4-2	
いずみ中央駅前広場						
3	階段の段鼻の視覚的に容 易な識別の整備		0		3-2-1	
4	平坦性の改善	0			3-2-14	

Ⅴ-3 その他配慮を要する事項

1. その他検討を要する経路について

図 5-1 (P.37) に示す「かまくらみち」は、いずみ中央駅・立場駅周辺地区部会において、歩行者が多いものの現状で歩道が整備されていない等の問題点が多くあった。

しかし、歩道を設置するためには用地買収を伴う大規模な整備が必要であり、現 状を踏まえると早期の解決は難しい。このため、立場駅から立場地区センターまで の生活関連経路は、経路7から経路9を通るルート(図 5-1 参照)を設定し、「わ かりやすい案内板の設置」を事業として位置づけた。

今後、バリアフリー化された経路を確保するために、並行する都市計画道路の整備の進捗を踏まえて検討していくこととする。

2. 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者(テナント)の三者が協力して実施する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物の内部については、今後、建築主等が建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところからバリアフリー化を実施するとともに、建替え等の大規模改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図ることとする。

VI 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者(事業者)、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

1. 特定事業の実施について

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使い やすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、 及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法 駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、 互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

2. 事業の進捗管理及び事業の評価について

・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討してい くこととする。

3. 進捗状況及び事業内容の広報について

・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて

・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの 支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援シ ステムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新た な技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直し について検討を行うものとする。